

学校いじめ防止基本方針

岩手県立岩谷堂高等学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が丸一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、「いわての復興教育」を推進し、学校教育基本方針に掲げる「自己肯定感を高め、自他を尊重する態度の育成」をとおして、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

学校における「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条にあるように、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの生徒にも起こりうるものであると認識する。
- (2) いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (3) いじめは、人間関係のトラブルが根底としてあるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等（観衆、傍観者）に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合が多いことを認識する。
- (5) いじめは、教員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、不適切な認識や言動はいじめを助長したり深刻化させたりすることがある。
- (6) いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (7) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することが

あり、不法行為として刑事罰を受け、損害賠償責任が生じることもあり得る。

- (8) 暴力を伴わないいじめであっても暴力を伴ういじめと同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得ることや、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するようないじめもあることに留意する。

(9) いじめの構造

- ①いじめる生徒（加害者）
- ②いじめられる生徒（被害者）
- ③観衆（はやしたてたり面白がったりして見ている。）
- ④傍観者（見て見ぬふり）

いじめの持続や拡大には、加害者、被害者以外の「観衆」や「傍観者」の位置にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に容認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

Ⅱ いじめ未然防止のための取り組み

1 教職員による指導（教職員の役割）について

- (1) 学級や年次、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、集団の規律性を確保して安心・安全な学校生活の保障に努める。また、学級担任等による個人面談を適宜実施する。
- (2) 自己有用観や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教員がわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎基本を定着させるとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、お互いの人格を尊重し合える人間関係を構築できるように、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことから、決して許されない行為であることの理解を深めさせる。
- (6) どのような行為がいじめに該当するのか具体的に列挙して校内に掲示するなど、いじめ防止に関する啓発活動を行うとともに、生徒が主体的・積極的にいじめの問題について考える活動等を支援する。
- (7) いじめの「観衆」や「傍観者」の存在に注意を払いながら、生徒の所属集団の構造上の問題点の解消を図り、集団全体にいじめを許容しない雰囲気と規範意識を醸成する。
- (8) いじめを認識したら放置せず適切な行動ができるように指導するとともに、その行動が当然の行為として認められるように生徒の所属集団を指導する。
- (9) いじめを含め個々の生徒が抱える問題について教職員間で情報共有を図るとともに、スクールカウンセラー、支援員等を積極的に活用して相談に当たる。
- (10) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に対する生徒の自主的な活動を支援する。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自他共にかけがえのない命を与えられ、社会の中で生きていることを理解し、相互に尊重しあう思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったら良いかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) いじめの問題等を話し合いによって解決する活動をとおして、意見の相違や多様性を越えて合意形成するコミュニケーション能力を高め、望ましい対人関係や社会参画の態度を育む。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりがセルフケアやストレスマネジメントについて理解を深め、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (5) 自己の言動が他者にどのような影響を与えるのか判断し、適切な言動ができる思考力を養う。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止に関する取組を実効的に行う中核組織として「いじめ問題対策委員会」を設置し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。

(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、厚生課長、各年次長、教育相談担当、養護教諭、担任。必要に応じて関係職員（部活動顧問、教科担任等）を追加する。

なお、外部専門家の参画は可能な範囲とする。

(2) 取組内容

① 企画・立案・検証

- ア 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し、年間計画の作成
- イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組
- ウ いじめ防止に係る校内研修の企画

② 未然防止、早期発見の取組

- ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- イ いじめを含む生徒の問題行動に係る情報収集と組織的な対応
- ウ いじめに関する情報があつた場合の調査（アンケート・聴き取り）による事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- エ いじめの被害生徒及び加害生徒への対応方針の決定と指導体制の編制。
- オ いじめの被害生徒及び加害生徒の保護者への対応と連携。
- カ いじめ防止に係る生徒の主体的な活動の支援

③ 情報共有

- ア 情報共有する内容を明確にし、教職員に周知する。（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）
- イ 収集した情報は記録し集約するとともに、共有化を図る。

④ アンケート及び教育相談の実施と結果集約

(3) 開催時期

年4回を定例会とし、いじめアンケート実施後に開催する。いじめ事案の発生時は、緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取組

- (1) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や学級活動等の取組
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等の各種イベントへの参加
- (4) その他いじめ防止に関する取組

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載する。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や年次通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に係る校内研修会（法や基本方針の理解等、いじめ事案への対処方法等）
- (2) いじめの問題に対する取組についての検証
- (3) いじめ問題への取組についてのチェックポイントを活用した自己診断

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) 教職員は、いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から生徒との信頼関係を築くように努める。さらに、生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
- (2) 教職員は、生徒の訴えやささいな兆候、懸念を抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに校内組織や関係者に報告・相談する。
- (3) 早期発見はいじめへの迅速な対応の前提となることから、日常の観察において、生徒の表情や行動の変化を見逃さないように留意する。
- (4) いじめは大人の目につきにくいところで行われるため、大人が気づきにくく判断しにくいことがある。そのため、授業中や休み時間、及び放課後の部活動等においても生徒の様子に目を配るよう努める必要がある。
- (5) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (6) 特定の人間関係の中に上下関係がある場合、いじめを受けている生徒がいじめを否

定することがあるので注意する。

- (7) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行うとともに、必要に応じて保護者の協力を得て対応に当たる。
- (8) 地域や関係機関との連携を深めるとともに、生徒に関わる情報交換を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を行う。併せて、スクールカウンセラーによる教育相談を行うなど、いじめを訴えやすい体制を整える。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査年4回（6月、9月、11月、2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査年2回（6月、11月）
- (3) その他、いじめが疑われるときに適宜行う聴き取り調査
- (4) 保護者対象の聴き取り年2回（三者面談時7月、12月）
- (5) 教育相談体制

ア 副校長、各年次長、厚生課長、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラーをメンバーとして、毎月「教育相談会」を実施し、いじめに関する情報収集を行う。

イ 希望する生徒及び保護者に対して、適宜、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。

ウ 教職員間の連携を図り、いじめに関する相談及びいじめ防止、いじめ解消に向けた取り組みを行う。

3 相談窓口の紹介

いじめを受けている生徒が教職員や保護者に相談することや、いじめを認識した生徒が教職員等に報告をすることは、多大な勇気を要する行為である。いじめを大人に打ち明けることで、場合によっては、いじめがエスカレートしたり、いじめを報告した生徒がいじめの対象になったりする可能性がある。このことを十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなければならない。

いじめの相談を受けた場合やいじめの兆候を発見したときは、必ず関係する教職員が情報を共有し、迅速な対応を行う。

＜本校及び関係機関におけるいじめ等の相談窓口＞

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・教育相談担当、養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校又は警察署
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・019-623-7830（24時間対応）
- ※24時間子供SOSダイヤル・・・・・・・・0120-0-78310（24時間対応）

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。（いじめ防止対策推進法第23条第1項）
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にす
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関等と連携し対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ事実関係を明らかにするとともに、いじめ問題対策委員会に報告する。
- (2) いじめ、あるいはいじめの疑いの情報を得た場合には、速やかにいじめ問題対策委員会に報告するとともに、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) いじめ問題対策委員会は、校長以下全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。また、次の順序で聴き取りをし、事実確認を行う。
 - ① 情報提供をした生徒（情報提供があった場合）
 - ② いじめを受けていたと思われる生徒
 - ③ いじめをしていたと思われる生徒（複数の場合は同時に）
 - ④ 周囲の生徒（必要に応じて）
- (4) 確認された事実関係に基づいて、いじめ問題対策委員会が当該行為をいじめにあたるかどうか判断する。
- (5) いじめにあたりと判断された場合、生徒指導の事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (6) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (7) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、いじめを行った生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (8) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を

受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭・教育相談担当と連携を図りながら、指導を行う。

- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。いじめの行為をああするような「観衆」はいじめの加害者であることを理解させる。
- (2) 当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。いじめの行為を見て見ぬふりをする「傍観者」からいじめを止めさせようとする「仲裁者」が出てくるように指導する。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。
- (4) 被害生徒、加害生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意するものとする。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教委及び警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、いじめ問題対策委員会で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、県教委と連携し、プロバイダなどへの情報の削除依頼を求める。
- (2) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭にインターネット上のトラブルやインターネット利用上のモラル、マナー等についての情報を提供し、協力を得る。

6 いじめの解消の定義

いじめの解消を判断するにあたっては、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。
- ① 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
 - ② いじめの被害の重大性によっては、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ① いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ② 被害生徒や保護者に対し、面談等により確認する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

(1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品などに重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより本校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 相当の期間とは

- ① 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ② 連続した欠席の場合は状況により判断する

2 重大事態の報告

(1) 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者である岩手県教育委員会に報告する。

(2) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■ 学校が調査の主体となる場合

設置者である岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校のいじめ問題対策委員会が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると同時に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参画を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を岩手県教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。このとき、関係者の個人情報には十分に配慮する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) いじめ問題対策委員会で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■ 学校の設置者（岩手県教育委員会）が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

4 留意事項

- (1) いじめが背景にあるか否かにかかわらず、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過の検証や事実関係を適切に調査し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する。
- (2) 自殺の要因としていじめが疑われる場合、文部科学省の通知、指針及び手引き等をもとに対応にあたる。
- (3) 重大事態が発生した場合には、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援や学習支援に努める。
- (4) 被害生徒やその保護者が詳細な事案の公表を望まない場合であっても、可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。
- (5) 学校として、日常の中で自殺予防の対策を講じる。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目で行い、適正に本校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に係る取組に関すること
- いじめの早期発見に係る取組に関すること

VII その他

1 生徒とのふれあい

学校内において、いじめを許さない雰囲気をつくるとともに、生徒が教職員に相談しやすい環境を整えることに努め、信頼関係を築くように配慮する。

2 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

3 家庭や地域との連携

いじめ防止等に関わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開して理解を得るとともに、意見や要望を受けて、いじめ問題の未然防止に役立てる。

4 いじめの防止に対するPDCAサイクル

計画の作成→実行→検証（評価）→計画の修正の手順により、学校いじめ防止基本方針に基づく計画や具体的な取組について改善を図る。併せて、個別のいじめ事案の対応について検証する。

参考：＜いじめの態様＞

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や陰口を言われた。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされた。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした。
- オ 金品をたかられた。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされた。
- ケ SNS上で自分を悪くいう書き込みをされた。
- コ SNS上で、1対1で攻撃されたり、複数から攻撃されたりした。
- サ SNS上で、他人になりすまされ、書き込みをされた。
- シ ネット上に無断で写真をアップされた。
- ス 返信しなかった相手から無視された。
- セ 参加しているLINE等のグループから勝手に退会させられた。
- ソ 自分の行動をでっち上げられ、いいふらされた。

※令和7年6月一部改訂